

【7】原始仏教聖典に記されたルート②—中国と辺国—

原始仏教聖典には「中国 (majjhima janapada)」と「辺国 (paccantimā janapadā)」ということばが使われている。

「律蔵」の規定では、中国は「十衆白四羯磨具足戒」によって具足戒を受けなければならない地域という意味であり、辺国は「持律五衆白四羯磨具足戒」によって具足を受けることが許される地域であって、この規定がつくられたとき「数重の履をはくこと」「しばしば水浴すること」「獣皮をもって敷き具とすること」「衣法を説くこと」など合計5項目の除外項目も定められた⁽¹⁾。この規定は、法律文書としての「律蔵」の規定であるからけっして曖昧で観念的なものではなく、具体的に中国はどどこ以内、辺国はどどこ以遠というようにきちんとした具体的な規定であった⁽²⁾。

したがってこの境界を示す地名は、以下に考察するようにそれぞれの方角にある交通ルート上の特定の1地点を意味するものと考えられる。すなわちルート上のこの地点以内が中国であって、この地点より外が辺国であるということである。とするならば、これも原始仏教聖典に記されたルート資料と考えることができる。

しかし「経蔵」においては、中国と辺国はもう少し感覚的に漠然とした意味に用いられているから、ついでにこれについてもふれる。

本節では以上のような問題意識を持って、中国と辺国を検討する⁽³⁾。

(1) 「律蔵」によって相違がある。【論文 25】「サンガと律蔵諸規定の形成過程」p.188 以降参照。

(2) 「本郷もかねやすまでは江戸のうち」という川柳もある。享保15年に江戸に大火事が起こってこれを復興する際、大岡忠相が本郷の「かねやす」のあったところから南は塗屋・土蔵造で瓦葺きの家を建てることを許したところから、「かねやす」が江戸の北限という認識が生じたとされている。Wikipedia

実際には、文政元年12月に老中阿部正精によって、下記の範囲が御府内という正式見解を示したとされる。すなわち「東は中川限り、西は神田上水限り、南は南品川町を含む目黒川辺、北は荒川・石神井川下流限り」とするものである（東京都公文書館ホームページ）。これは線で示されているからある一定の範囲を示すことになるが、広大なインドではこのような示し方ができなかったのであろう。しかし東西南北に延びる幹線道路上の一点を示せば、現実的な規定としての法的効果は発生したのであろう。

(3) 法顕はマトゥラー以南を名づけて中国というとしている。『法顕伝』p.054

玄奘の『大唐西域記』では、波理夜咄羅国から中国であるが、この次がマトゥラー国であり、チャンバーの次にカジャンガラ、その次にブンナヴァッダナが記されて、東インドに入ることになっている。『西域記』2 p.139、『西域記』3 p.207

[1] 「律蔵」に規定された中国と辺国

まず「律藏」に規定された中国と辺国を検討する。

[1-1] 以下は、辺国における「五衆白四羯磨具足戒」が許された際の各「律藏」の規定である。他の項目も同様である。

『パーリ律』「皮革犍度」(vol. I p.197)：一切の辺地においては持律者を交えた5人の衆をもって具足戒を与えることを許す。辺地とは以下のとおりである。

東方に**カジャンガラ (Kajaṅgala)** という聚落 (nigama) あり、その外に**マハーサーラー (Mahāsālā)** あり、これより外を辺地 (paccantimā janapadā) となし、これより内を中国 (majjhe) となす。

東南に**サッラヴァティ** という河 (**Sallavatī nāma nadi**) あり、これより外を辺地となし、これより内を中国となす。

南方に**セータカンニカ** という聚落 (**Setakaṇṇikaṃ nāma nigama**) あり、これより外を辺地となし、これより内を中国となす。

西方に**トゥーナ** というバラモン村 (**Thūṇaṃ nāma brāhmaṇagāma**) あり、これより外を辺地となし、これより内を中国となす。

北方に**ウシーラッダジャ** という山 (**Usiraddhajo nāma pabbata**) あり、これより外を辺地となし、これより内を中国となす。

『四分律』「皮革犍度」(大正 22 p.846 上)：聽阿濕婆阿盤提国持律五人得受大戒。若有余方亦聽。余方者。

東方有国。名**白木調国**。已外便聽。

南方有塔。名**静善塔**。已外便聽。

西方有国。山名**一師梨仙人種山**。方外便聽。

北方有国。名**柱**。方外便聽。

如是諸方外聽持律五人得受大戒。

『五分律』「皮革法」(大正 22 p.144 中)：從今聽阿濕波阿雲頭国及一切辺地少比丘處持律五人授具足戒。……(地名を挙げない)

『十誦律』「皮革法」(大正 23 p.181 下)：從今日聽辺國中持律第五受具足戒。

是**中南方白木聚落**。白木聚落外是辺国也。

西方有**住婆羅門聚落**。婆羅門聚落外是辺国。

北方**優尸羅山**。去山不遠。有**蒲泉薩羅樹**。薩羅樹外是辺国。

東方有**婆羅聚落**。字**伽郎**。伽郎外是辺国。

東北方有**竹河**。竹河外是辺国。

『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.416 上)：從今日後聽輸那辺国五願。何等五。… …(地名を挙げない)

『根本有部律』「皮革事」(大正 23 p.1053 上)：從今已後。聽諸苾芻。於辺方国。持律苾芻五人。得為近門。……不知從何處以來。是辺方處。仏言。

從此東方。有**奔茶林**。彼有水。名曰**奔茶**。從此已去。名為辺国。

南方有国。名**掇伐羅仏底**。有水亦名**掇伐羅仏底**。從此已外。亦名辺方。

西方有国。名**率吐奴**。**波率鄢婆羅門村**。此外名辺方。

北方有山。名**嘸尸羅**。此山之外。名曰**辺方**。

『梵文』「皮革事」(p.169) (1) : 東には**プンドラヴァルダナ (Puṇḍravardhana)** という町 (nagara) があり、その東に**プンドラカクシャ (Puṇḍrakakṣa)** という森 (dāva) があって、ここより向こうが辺境である。

南方には**シャラーヴァティー (Śarāvati)** という町 (nagari) があり、その向こうに**シャラーヴァティー (Śarāvati)** という川があるが、ここより向こうが辺境である。

西方には**ストゥーナ (Sthūṇa)** と**ウパストゥーナカ (Upasthūṇaka)** という婆羅門村 (brāhmaṇagrāmaka) があり、ここより向こうが辺境である。

北方には**ウシーラ (Uśīra)** という山 (giri) があり、ここより向こうが辺境である。

『根本有部律』「百一羯磨」(大正24 p.477下) : 具寿鄒波離請世尊曰。如世尊説。辺方之國解毘奈耶。為第五人。得受近門。大徳。齊何為辺國。仏言。

東方有國。名**奔荼跋達那**。城東不遠有**娑羅樹**。名**奔荼各叉**。此謂東邊。自茲已去名為辺國 (2)。

南方有城名**掇跋羅伐底城**。南有河名**掇跋羅伐底**。此謂南邊。自茲已去名為辺國。

西方有村名**宰吐奴**、**鄒波宰吐奴**。二村俱是婆羅門處。此謂西邊。自茲已去名為辺國。

北方有山名**嚙尸羅祇利**。此謂北邊。

『根本薩婆多部律撰』(大正24 p.554上) : 齊何處是辺方耶。

東至**奔荼林**。

西至**二宰吐奴村**

南至**掇伐羅伐底河**。

北至**嚙尸羅山**

撰頌曰

東至**奔荼林** 西**二吐奴村**

南**邊伐底河** 北**嚙尸羅山**

此限域外名曰辺國。内名中方。

『根本有部毘奈耶頌』(大正24 p.618上) : 方受具者齊五過隨意

東境**奔荼跋達那**此界有樹号**娑羅**

北山名曰**嚙尸羅**、寺名**答摩娑畔那**

西界村名**宰吐奴**

南邊城号**掇伐羅**

仏説此内是中方於斯界外名辺國

『毘尼母經』(大正24 p.821下) : 仏知諸比丘疲苦。即問諸比丘方所。隨其方所住處説戒。是名為方。

東方塔名**羅多跋陀羅**。乃至北方有山名**無之羅毘羅**。

是名為方。如是等辺方。有律師五人得受具足。

『毘尼母經』(大正24 p.846下) : 仏在王舍城中。月尽十五日説戒時衆僧皆來集。仏問。汝等從何處來。諸比丘説其方所。是名為方。

東方有羅睺跋陀塔。

南方有処所名多奴。

西方有処所。名書毘陀樓陀。

北方有処所。名無至羅毘闍。

此四処最是辺方。通律師得五人受戒。是名方所相応法。

Divyāvadāna (p.021、『平岡』上 p.027) : 世尊はウパーリンに辺境地の境目を説かれた。

東方には**プンダヴァルダナ (Puṇḍavardhana)** という都城があり、その東方には**プンダカクシャ (Puṇḍakakṣa)** という山があるが、そこが境目となり、そこより向こう側が辺境地となる。

南方には**サラヴァティー (Sarāvati)** という都城があり、その向こう側に**サラヴァティー (Sarāvati)** という川があるが、そこが境目となり、そこより向こう側が辺境地となる。

西方には**ストゥーナ (Sthūṇa)** と**ウパストゥーナ (Upasthūṇa)** というバラモン村があるが、そこが境目となり、そこより向こう側が辺境地となる。

北方には**ウシーラという山 (Usiragiri)** があるが、そこが境目となり、そこより向こう側が辺境となる。

Jātaka の *Avidūrenidāna* (vol. I p.049) にも、ブッダが生まれるべき中部地方 (*Majjhimadesa*) として、『パーリ律』と同様の記述がなされている。

なお今の問題と直接の関係はないが、『マヌ法典』には次のように記されている。「ヒマラーヤおよびヴィンディヤ〔両山脈〕の中間にあつて、ヴィナシャナの東、プラヤーガの西は『マディヤデーシャ』」（中原の地）と呼ばれる（2・21）。これらの両山脈に挟まれかつ東方の海および西方の海にまで達する地を賢者たちは『アーリヤヴァルダ（アーリヤの地）』と知る（2・22）」と(3)。

(1) S. Bagchi, *Mūlasarvāstivāda-vinayavastu* vol. II, BST No.16, 1970

(2) なお『根本有部律』「百一羯磨」（大正 24 p.477 下）の挾註に、

梗概大数中間遠近東西兩界三百余駅南北二辺四百余駅（中間の遠近を梗概して大まかに数えれば、東西の兩界には 300 余駅あり、南北の二辺には 400 余駅がある＝東西よりも南北の距離が長いということは不審である）。雖非目撃詳而問知（目撃するにあらずといえども詳かにして問うて知る）。

然東界南四十駅許到耽摩立底国、寺有五六所時人殷富統属（しかれども、東界の南に 40 駅ばかりしてタームラリプティ国に至る＝東界はほぼ東の果てであつてベンガル湾に近いのであろう。したがってその南とするのであろう＝寺が 5、6 ヲ所あり、今は人で賑わい、富んでいる）。

東天此去莫訶菩提及室利那爛陀寺有六十許駅即是昇舶入海歸唐之處（東の方に向かって莫訶菩提＝*Mahābodhi* すなわち現在のブッダガヤー。『南海寄歸伝』p.122、p.312＝および室利那爛陀寺を去ること 60 ばかりの駅のところであつて、船に乗り海に入り唐に帰ったところである）。従斯兩月汎舶東南到羯荼国而此属仏逝（室利仏逝は *Śrīvijayai*。）舶到之時当正二月。若向師子洲西南進舶伝有七百駅、停此至冬汎舶南上一月許到未羅遊洲今為仏逝多国矣。亦以正二月而達停至夏半汎舶北行可一月余便達広府經停向当年半矣若有福力扶持所在則樂如行市如其宿因業薄到处実危若傾巢因序四辺略言還路冀通識者漸広知聞又南海諸洲咸多敬信人王国主崇福為懷此仏逝廓下僧衆千余学問為懷並多行鉢所有尋説乃与中国不殊沙門軌儀

悉皆無別若其唐僧向西方為聽誦者停斯一二截習其法式方進中天亦是佳也。
とされている。

これは東方の辺国について述べたもののようで、東方の境は「奔茶林」であるが、ここから東南に40 駅ほど行くと「耽摩立底国（タームラリプティ国）」に至る。ブツガヤやナーランダールからは東方60 駅ばかりのところで、ここは義浄が唐に向けて船に乗ったところとしている。『南海寄帰伝』によれば、義浄は行きは船で耽摩立底国に着き、帰りもここから船に乗ったようである。宮林昭彦・加藤栄司訳『現代語訳南海寄帰内法伝 七世紀インド仏教僧伽の日常生活』（法蔵館、2004）p.420 参照

(3) 渡瀬信之訳「中公文庫」p.043

[1-2] 以上を表にしてみると次のようになる。

なお『四分律』は上記のように「西方有国。山名一師梨仙人種山。方外便聽。北方有国。名柱。方外便聽如是諸方外」とするが、北方の「柱」は『パーリ律』の西方の‘Thūṇa’すなわち「柱」に相応し、他の律もこの音を移しているように考えられるから、この「北方」は「西方」の誤りであり、西方の「一師梨仙人種山」は『パーリ律』の北方の「Usiraddhaja 山」や他の「優尸羅山」「唵尸羅山」「Usiragiri」に相応するであろうから、この西方は北方であると解釈して、表ではそのように修正した。

文献	東方	東南方	南方	西方	北方
『パーリ律』	Kajaṅgala 町外の Mahāsālā	Sallavatī 河	Setakaṅṅika 町	Thūṇa バラモン村	Usiraddhaja 山
『四分律』	白木調国		静善塔	柱国	一師梨仙人種山
『五分律』	-		-	-	-
『十誦律』	伽郎婆羅聚落	(東北方) 竹河	白木聚落	住婆羅門聚落	優尸羅山の蒲泉薩羅樹
『僧祇律』	-		-	-	-
「皮革事」	奔茶林の奔茶水		摂伐羅仏底国の 摂伐羅仏底水	率吐奴・波率鄒 婆羅門村	唵尸羅山
梵文「皮革事」	Puṇḍravardhana 町 Puṇḍrakakṣa の森		Śarāvati 町	Sthūṇa・Upa- sthūṇaka 村	Uśira 山
「百一羯磨」	奔茶跋達那国の奔 茶各叉娑羅樹		摂跋羅伐底城の 摂跋羅伐底河	率吐奴・鄒波率 吐奴村	唵尸羅祇利山
「律撰」	奔茶林		摂伐羅伐底河	二率吐奴村	唵尸羅山
「毘奈耶頌」	奔茶跋達那の娑羅 樹		摂伐羅城	率吐奴村	唵尸羅山の答摩 娑畔那寺
『毘尼母経』①	羅多跋陀羅塔		-	-	無之羅毘羅山
『毘尼母経』②	羅睺跋陀塔		多奴	書毘陀樓陀	無至羅毘閣
Divyāvadāna	Puṇḍavardhana 町 の Puṇḍakakṣa 山		Sarāvati 町の Sarāvati 川	Sthūṇa バラモン 村	Usiragiri

[2] 中国と辺国をきめる中心点

以上のように、中国・辺国の定義は東西南北の地名を示している。この東西南北は「中国」から見ての東西南北であろうが、ある地点からということになれば、例えば名古屋は東京から見れば西であるが、大阪から見れば東となるように、方角はその中心点がどこかによって異なる。その中心点はこの規定が定められた場所という可能性もあるから、その仏在処を調査しておこう。

広律についてのみいえば、その仏在処は『四分律』「皮革鞞度」のみは王舎城とするが、その他の『パーリ律』「皮革鞞度」、『四分律』「皮革鞞度」、『十誦律』「皮革法」、『僧祇律』「雑誦跋渠法」、『根本有部律』「皮革事」はすべて舎衛城である。この規定の因縁は Ujjeni にいたソーナ・クティカンナ (Sona Kuṭṭikaṇṇa、あるいはソーナ・コーティカンナ *Soṇa Koṭṭikaṇṇa*) にかかわるものであり、われわれはこれを釈尊 65 歳＝成道第 31 年目のことであり、釈尊はこの年の雨安居を舎衛城で過ごされたと考えているから、この制定の場所は舎衛城と見てよいであろう。

また先述のように筆者はこの地点はあるルート上の 1 点と考え、そのルートにおいてはその地点より内側が「中国」で、その外側が「辺地」ということになるが、それでは一定の面積を持った範囲ということにはならないから、あるいはこれらの地点を結んだ四角形の内側を中国とし、この外側を辺地と考えるべきかもしれない。

しかし以下のような理由で、筆者はこの地点は中国ないしは舎衛城から東西南北の方向に向かって延びる道路上のある地点を示したものとする。その理由とは、

- ①「律蔵」には例えば「東方にカジャンガラ (Kajāṅgala) という聚落 (nigama) あり、その外にマハーサーラー (Mahāsālā) あり、これより外を辺地 (paccantimā janapadā) となし、これより内を中国 (majjhe) とす」と記されるのみであり、ここに上げられた地点と地点を結ぶ四角形の内側が中国、外側が辺地という表記の仕方ではない。
- ②正確な地図を持つ現在のわれわれとは違って、当時の人びとはここに上げられた地点と地点を結ぶ四角形というようなイメージは持ちえないであろう。
- ③『パーリ律』や『十誦律』は東南方あるいは東北方にも言及する。そうすると五角形ということになるが、このような地図上のイメージを持つことはさらに困難である。
- ④『根本有部律』「百一羯磨」の訳者である義浄三蔵は、その挾註において「中間遠近東西両界三百余駅南北二辺四百余駅」と書いている。少なくとも翻訳者の義浄は、この東西・南北をルートとして理解していた。
- ⑤厳密な理解が要求される「律蔵」において、地図上に描かれるいわば観念的な境界を設定するとは考えられない。もっとも 1 つのサンガのテリトリーを示す「界 (sīmā)」は、例えば東西南北にある岩とか樹木とか池などを直線で結んだ範囲を意味した。そのような意味では筆者の考えに反するが、これは目に見える次元のことであって、今ここで問題としている中国はとてつもなく大きな地域であり、まさしくインド地図レヴェルの問題である。②にも書いたようにこれには正確な地図を持っていなければならない。

⑥ある領域を示すためにはその目印はある長さを持つ川や山麓などが指標とされたはずである。確かに『パーリ律』では東南方の区切りはサーラヴァティー川、『十誦律』の東北方は竹河とされ、『根本薩婆多部律撰』と『根本有部律』「百一羯磨」の南方は撰跋羅伐底河あるいは撰跋羅伐底河とされているが、その他の方向の区切りに川が上げられることはない。また『根本有部律』「百一羯磨」や *Divyāvadāna* の南方には撰跋羅伐底あるいはサーラヴァティー (*Sarāvati*) という川が上げられるが、これは撰跋羅伐底城あるいはサーラヴァティー (*Sarāvati*) という都城の南にある川とされているから、この川は長さを持つ流域をさすのではなく1地点としての河を挙げたものである。とするならば『根本薩婆多部律撰』と『根本有部律』「百一羯磨」が撰跋羅伐底河あるいは撰跋羅伐底河を上げるのも同様の意味でなければならない。このように東西南北の区切りを一定の長さを持つもの——その典型が川である——によって示されるのなら、それはある面積を持つ一定の地域を示すということができるであろうが、律蔵の規定はこのように理解することはできない。

以上のように、「律蔵」のこの規定は中国あるいは舍衛城を中心として東・西・南・北あるいは東南方、あるいは東北方につながる道があって、その途中のある特定の地点を境界にして、その内側では十衆白四羯磨具足戒法で具足戒を与えるべきであり、その外側では持律五衆白四羯磨具足戒法で与えてもよい、などという意味であるとする事ができる。

[3] 辺国の地点は現在のどこに比定されるか

以上のように理解するならば、ここに上げられた地名がどこにあったかを考察することは、当時のルートを知るよすがとなるであろう。そこでここに上げられる各方向の地名が、現在ではどこに比定されるかを考えてみる。

[3-1] まず東方の標識である。

『パーリ律』は「カジャンガラ (*Kajāṅgara*) という町 (*nigama*) 」とし、『四分律』は「白木調国」、『十誦律』は「伽郎婆羅聚落」、『根本有部律』系は「奔茶林の奔茶水」「奔茶跋達那国の奔茶各叉娑羅樹」「奔茶跋達那の娑羅樹」とし、同じく『根本有部律』系の系統の *Divyāvadāna* は「Puṇḍavardhana 町の Puṇḍakakṣa 山」とする。このうち『十誦律』の「伽郎婆羅聚落」は『パーリ律』の「カジャンガラ (*Kajāṅgala*) 」をさす可能性があるが、『根本有部律』系の「奔茶林の奔茶水」はこれとは別の地名であると考えられる。

[3-1-1] まず *Kajāṅgala* であるが、『大唐西域記』の訳註者の水谷真成氏によれば、「羯朱嚙祇羅国」がこれに比定されている（訳註者は *Kajāṅghara* と綴る）⁽¹⁾。そしてここはもとは *Kānkjol* と呼ばれていた現在の Jharkhand 州 Sahebganj district の Ganga 河右岸にある *Rajmahal* に相当するとしている⁽²⁾。この「羯朱嚙祇羅国」は、『大唐西域記』ではマガダ国中のナーランダールの記述の後に東方へ向かい、伊爛拏鉢伐多国、瞻波国の記述の次に上げられ、中印度の境から東印度の境に入る2つ手前の国である。筆者は *Rajmahal* がもとは *Kānkjol* と呼ばれていたことを確認していないが、とりあえずわれわれもこれを採用しておく⁽³⁾。

なお *Avadānaśataka* (4) には、「律蔵」のような意味で使われているわけではないが *Kacaṅgalā* という地名を出している。

- (1) 『西域記』3 p.206
- (2) *Cunningham* p.478
- (3) われわれはこれによって *Kajaṅgala* を *Rajmahal* に比定したが、*Debarchana Sarkar* の *Geography of Ancient Literature* (p.072) は *Kankjor* は *Rajmahal* の真南の方向 16 マイルのところにあるとする。確かに *Rajmahal* から南に 17.8 マイル (28.6km) のガンジス河東岸 (右岸) に *Kankjol* (北緯 24° 47′、東経 87° 48′) という地がある。
- (4) II p.041

[3-1-2] 次に「根本説一切有部律」系の「奔茶林の奔茶水」「奔茶跋達那国の奔茶各叉娑羅樹」「奔茶跋達那の娑羅樹」「*Puṇḍavardhana*」であるが、『西域記』では羯朱嚙祇羅国の次に記される国は「**奔那伐弾那国**」であって、これが「*Puṇḍavardhana*」に相当する。

『西域記』はここで中インドを離れて、次の迦摩楼波国から東インドとしているから、まさしく「**奔那伐弾那国**」は東方の境界であったということになる。「*Puṇḍavardhana*」はあるいは『毘尼母経』①の「羅多跋陀羅」、『毘尼母経』②の「羅睺跋陀」にも相当するかもしれない。

水谷真成氏はこの**奔那伐弾那**すなわちパーリ語の *puṇṇavaddhana* (skt. *puṇṇavardhana*) を今の東パキスタン (現在のバングラデシュ) の **Rajshahi, Bogra 近辺** に当たる、としている (1)。Rajshahi は Ganga 河最下流の左岸にある町でバングラデシュ国にあり、その対岸はインドの西ベンガル州である。またもう一つの Bogra はさらに東にあって、北から南に流れる Jamuna 河の左岸にある。東経からいえば Rajshahi は Kolkata と同じくらいで、Bogra はさらに東である。ただし訳註ではこれが Rajshahi, Bogra 近辺に比定される根拠は示されていない。

なおカニンガムは Pubna あるいは Pobna を提案している (2)。Google map で調べると、Ganga 河が Jamuna 河と合流する地点の少し上流の左岸に Pabna という町があり、バングラデシュの Rajshahi Division に属する。カニンガムのいう Pubna あるいは Pobna はおそらくここをさし、『大唐西域記』の訳註者のいう Rajshahi に相応するであろう。

ところで先にも注意したように、『根本有部律』「百一羯磨」では四方の境界地を上げた後、これに続けて挾註を入れているが、それは東方の辺国について述べたもののようで、東方の境は「奔茶林」であるが、ここから南に 40 駅ほど行くと、「耽摩立底国 (タームラリプティ国)」に至るとしている。『南海寄帰伝』によれば義浄は行きも帰りも船を利用し、行きに着いたところも、帰りに出発したところも耽摩立底国であった。このような地理的条件を考えると、「奔茶林」はベンガル湾の間近にあったということになる。

以上から『根本有部律』やその系統の文献がいう東方の境界である「**奔茶跋達那**」すなわち「*Puṇḍavardhana*」は『大唐西域記』の訳註者が示すうちの Rajshahi division の Pubna (現在 Pabna と綴る) に比定しておく。

- (1) pp.313~4
- (2) I would propose Pubna, which is just 100miles from Kankjol and on the opposite bank of the Gauges, but its direction is nearly south-east instead of east. インターネット版 p.480

[3-1-3] 以上のように『パーリ律』のいう東方の境界であるカジャンガラ (**Kajaṅgala**) と、『根本有部律』やその系統の文献がいう東方の境界である「奔荼跋達那」すなわち '**Puṇḍavardhana**' とは、一つの地名の異称ではなく別の地名ということになる。

要するに『パーリ律』と『根本有部律』系では規定の中身が異なっているのであり、『パーリ律』は『根本有部律』や *Divyāvadāna* などよりも成立が早いことはいままでのないから、仏教の伝播地域が時代が下るにしたがって次第に拡がり、これによって中国の範囲が拡がって、辺境にのみ許された特例の適用される範囲が東の方にずれたということをお話するのである。

なお「仏在処説処一覧—その他国篇【資料集 2-4】—」(1)によれば、*MN.152 Indriyabhāvā-s.* (2) と内容的にこれに対応する『雑阿含』282 (3) と *AN.010-003-028* (4) の仏在処は **Kajaṅgala** であり、また『増一阿含』030-003 (5) は満富城すなわち **Puṇṇavaddhana** を仏在処とする。もしこれらが史実であるとすれば、釈尊は実際に **Kajaṅgala** や **Puṇṇavaddhana** にも足を運ばれたことがあり（『増一阿含』の成立はやや遅く、『パーリ律』と『根本有部律』から推測される仏教の勢力範囲の拡大に相応するのかもしれない）、辺境の標識となっている地は、実際に釈尊が土地の状況や仏教の現況を实地検分された上で定められたのかもしれない (6)。とするならば、その他の方角の辺境の標識となっている地も、このような視点で考察しなければならないのかもしれない。

なお余談であるが、『西域記』は「五印度」の区分法を用いて、「北印度」「中印度の境」「東印度の境」「南印度の境」「西印度の境」という区分のもとに記述しているわけであって (7)、そうすると「五印度」の区分は、今ここで議論している「中国」と「辺国」が基礎となっているのかもしれない。

(1) 『モノグラフ』第15号 pp.595~7

(2) vol.Ⅲ p.298

(3) 大正02 p.078上

(4) vol.V p.054

(5) 大正02 p.660上

(6) 釈尊が実際に行かれた土地でないとしても、少なくとも釈尊にその土地の情報がなければならぬ。またその土地が一般の出家比丘が知らないような土地では、規定としての意味はない。したがってここに定められた東西南北の辺境の指標となる土地は、一般にも知られ、認識されている土地であったと思われる。

(7) 『西域記』1 pp.294~304

[3-2] 次に南方である。

南方の辺国の指標は、『パーリ律』は「セータカンニカという町 (**Setakaṇṇikaṃ nāma nigama**)」とし、『四分律』は「静善塔」、『十誦律』は「白木聚落」、『根本有部律』系は「摂伐羅仏底国の摂伐羅仏底水」「**Sarāvati** 町の **Sarāvati** 川」などとする。パーリ語の '*seta*' は「白い」という意味であるから、『十誦律』の「白木聚落」は『パーリ律』の '**Setakaṇṇika**' をさすのかもしれない。

しかしむしろ『根本有部律』系の「摂伐羅仏底水」「**Sarāvati** 川」の方に注目すべきであろう。『パーリ律』は東南方の境界として「**Sallavati** 河」をあげ、これは「摂伐羅仏底水」「**Sarāvati** 川」に相当するであろうからである。

『パーリ律』のいう「**Sarāvati** 川」については **Debarchana Sarkar** は、「**Sallavati** あるいは **Salalavati** は明らかに **Divyāvādāna** のいう **Sarāvati** であり、この川は現在の Silai 川に相当し、この川は Chhotonagpur hills から流れて Dalkiser (**Dvārikeśvari**) と合流して Bankura と Midnapore district を通る **Rūpnārāyan** として流れ下る」⁽¹⁾ としている。Bankura district と Midnapore district はともに West Begal 州にある地域である。しかし「別の説ではそれを **Suvarṇarekhā** あるいは **Svarṇarekhā** に比定し、この川は Chhotonagpur hills から流れて Ranchi, Dhalbhum, Midnapore district を通って流れ下る」としている。Ranchi は Jharkhand 州にある district であるが、Dhalbhum は West Begal 州にある district である。したがってこれらは中国からみると確かに南東であるが、しかし南東というのは『パーリ律』のいうところであって、**Divyāvādāna** のいう **Sarāvati** 町の **Sarāvati** 川や『根本有部律』などのいう撰伐羅仏底国の撰伐羅仏底水は南方であるから、南方にしては東に寄りすぎている⁽²⁾。

南方はこの規定の仏在処である舎衛城の方から見ると、**Kosambī** ないしは **Bārāṇasī** の方角であるが、**Kosambī**、**Bārāṇasī** を通り越してさらに南の方向はヴィンディヤ山脈に突き当たる。したがってこの「南」は南道・北道というときの「南」をイメージしているのではなかろうか。とするならば、それは舎衛城から **Ujjeni** につながる道ということになる。この規定はそもそも **Ujjeni** に住んでいたソーナ・クティカンナがきっかけで、五衆白四羯磨具足戒が許されるべきことがそもそもの主題であったから、**Ujjeni** 方面の中国と辺国の境が明示されないわけではないであろう。とするならば **Sarāvati** という河や **Setakaṇṇika** という町は **Kosambī** から辺国の大都会であった **Ujjeni** に行く道の途中にあったのではなかろうか。

としても **Sallavati** 川や **Setakaṇṇika** を現在のどこに比定すべきか皆目見当がつかない。ちなみに **Malalasekera** も **Setakaṇṇika** については ‘A villige forming the southern boundary of Majjhimadesa’ とするのみである⁽³⁾。

しかしながらこれが **Ujjeni** と **Kosambī** を結ぶ道の途中にあったとすると、**Suttanipāta** のパーヴァリンの弟子たちが通った道と重なる。**Suttanipāta** ではその中間には **Vedisa** という町があったとされるから、この近くに **Sallavati** という川があって、**Setakaṇṇika** という町があったのかもしれない。われわれはこの **Vedisa** は現在の Madhya Pradesh 州の Vidisha に比定しており、この町の側を Betwa 川という川が流れているから、あるいは南の境界はこの辺りだったのかもしれない。ここはちょうど **Kosambī** の方から来ると Vindhya 山脈にかかる手前である。

(1) *Geography of Ancient Literature* p.073

(2) シカゴ大学の歴史地図 (p.019 地図 b) は、**Debarchana Sarkar** のいうあたりに **Salalavati** 川を描いているが、? マークをつけている。

(3) vol. II p.1277

[3-3] 次に西方の辺国の境界である。

『パーリ律』は「**トゥーナ**という**バラモン村 (Thūṇaṃ nāma brāhmaṅgāma)**」とし、『四分律』は「**柱国**」、『十誦律』は「**住婆羅門聚落**」、『根本有部律』系は「**率吐奴・波率鄔婆羅門村**」「**Sthūṇa** **バラモン村**」などとする。『パーリ律』と『根本有部律』系はよく一致し、前述のようにパーリ語の ‘**Thūṇa**’ は「柱」の意味であるから、『四分律』の

「柱国」とも一致する。『十誦律』は「住婆羅門聚落」とするが、この「住」は「柱」の誤記かもしれない。

Ganga河流域地方を中心として西方はインド砂漠（タール砂漠）であるから、この砂漠を貫通する道があったとは考えられない。もしこの規定の仏在処である *Sāvattthī* を中心として西方とすれば、これは *Madhurā* を経由して *Takkasilā* までつづく道しか考えられず、おそらく *Madhurā* の北方向にあった聚落であろう。いずれにしても原始仏教時代においてさえ「聚落」とするのであるから、現在の地名に比定することは難しいであろう。

しかし B. C. Law の *Geography of Early Buddhism* によると、「*Thūṇa* はいかなる学者によっても比定されていない」としつつ、S. N. Mazumdar が Cunningham の *Geography of Ancient India* の Introduction の部分で、現在の Haryana 州の *Sthāniswara* (Thanesar) に比定していることを紹介している⁽¹⁾。現在の Thanesar はヒンドゥー教の重要な巡礼地となっている。ここは『大唐西域記』の「薩他泥湿伐羅国」に比定されるところで、『大唐西域記』では中インドの境界の最初の波理夜咄羅国 (Bairat) に入ってから秣菟羅国 (Mathura) を経由してその次に記されているが、方角としては秣菟羅国の真北に位置する（「『大唐西域記』玄奘紀行図」参照）。したがって地理的にはここが中インドと北インドの境界と理解してもよさそうであり、*Thūṇa* は Thanesar と音が近いから、とりあえずここに比定しておきたい。

(1) p.034. また I. B. Horner の *Vinaya* の英訳 *The Book of the Discipline* の p.266 の註 (8) 参照。

[3-4] 次に北方の辺国の境界である。

『パーリ律』は *Usīraddhaja* 山とし、『四分律』は「一師梨仙人種山」、『十誦律』は「優尸羅山の蒲泉薩羅樹」、『根本有部律』系は「唵尸羅山」「*Usīragiri*」とし、すべてがよく一致する。舎衛城そのものがヒンドゥスタン平原の北限に近いところに位置するのであるから、その北が山であるのは当然である。

これについても B. C. Law の *Geography of Early Buddhism* は、「Roy Chaundhuri は、これは *Usīragiri*、Roy Chaundhuri は *Kathāsaritsāgara* に記されている *Usīnaragiri* で *Kaṅkhal* の北にある山である」という説を紹介している⁽¹⁾。この山は現在の Uttarakhand 州北部の都市 Haridwar (北緯 29° 56′、東経 78° 09′) の北に位置する。Haridwar は Ganga 河の上流にあり、ヒンドゥー教の聖地である Rishikesh の入り口となる町である。*Sāvattthī* の真北にはすぐ近くにヒマラヤ山脈が迫っているのであるから、そういう意味では Ganga 河の源流に近い Haridwar 方面が北方のカシミールまでつながる門口になり、北の辺境地への出口であったということは感覚的にも納得できる。

しかしながら西方の辺国の境界地に比定される Thanesar はこのすぐ近くにあり、東西南北の四方の辺境の指標を示した地名としては西と北があまりに近すぎるようにも考えられる。しかし辺境としてあげられた地名が四角形を構成する 4 点でなく、東西南北に伸びるルートの一点であるとすれば、このようなこともありうるのであろう。

(1) p.34

[3-5] 以上、東西南北の辺地の標識となる地名を、中国ないしはこの規定の仏在処である舎衛城につながるルート上にあったと考えたうえで、現在の地名に比定してきた。

これによれば「律蔵」の中国と辺国の境界の指標地は、東西と南北に繋がる幹線道路の一地点であったということがわかる。次節の【8】「インド古典に記されたルート」を先取りすることになるが、すなわち東の境界は『インド誌』のいう「王の道」の東端の *Kajaṅgala* ないしは *Puṇṇavaddhana* であり、西の境界はこれまた「王の道」が *Takkasilā* に至るその中間の、現在の Delhi の近くであり、そして南の境界は前節に書いた「南道」が *Kosambī* から *Ujjenī* に至るその中間であり、北の境界は Ganga 河の源流の Haridwar あたりであったということになる。ただしこの北方はおそらく「北道」とは関係がなかったであろう。「北道」は *Takkasilā* 方面に繋がっていたのであるから、むしろ「王の道」の西北インド部分と重なっていた。これに対して純然たる北方はヒマラヤ山脈に突き当たるのであるから、Haridwar あたりが幹線道路の重要な地点であったとは考えられない。

[3-6] 余談であるが、前節にもふれたようにアヴァンティ国の首都であった *Ujjenī* は、*Kosambī* を首都とするヴァンサ国はもちろん、*Sāvattihī* を首都とするコーサラ国、*Rājagaha* を首都とするマガダ国とも日常的で密接な通商関係を有していた。*Ujjenī* はまさしく「南道 (*Dakkhiṇāpatha*)」を代表する大都市であった。そういう意味では文化的にも経済的にも、*Ujjenī* はけっして辺国ではなかったはずである。

また西北の辺国に向かう幹線道路の先には *Takkasilā* があった。医師ジーヴァカがここに留学したように *Takkasilā* も原始仏教時代からの大都市であって、西方世界とつながっているがゆえに、文化的・経済的にはむしろ舎衛城や王舎城よりも発展していたはずである。しかしここも仏典では辺国に位置づけられるわけである。

要するに「律蔵」のいう「辺国」はけっして文化果つるところではなく、文化的・経済的には「中国」よりもより発展していたところもあったが、しかし「持律五衆白四羯磨法」制定の因縁が物語るように、釈尊の時代には仏教が十分に浸透していなかったから比丘が少なく、また生活習慣が異なっていたということを表わすにすぎない。すなわち仏教の勢力圏からする仏教中国の範囲は、残念ながら当時のインドの範囲よりもずっと小さかったということになる。しかし東方の境界が『根本有部律』が作られた時にはより東にずれていたように、時代が下れば仏教中国の範囲はついには西北インドや東南アジア各地域にまで広がることになった。

[4] 「経蔵」における中国と辺国

なお本論文の主題と直接に関連するのではないが、ついでに「経蔵」に用いられている中国と辺国を検討しておく。

[4-1] いずれも後期の原始仏教文献（われわれの用語では B 文献）であるが、ブッダは中国に生まれ、辺国には生まれないとされる。

Nidāna-kathā (*Jātaka* vol. I p.049) : 諸仏は 3 つの洲には生まれない。ただ閻浮提のみに生まれる。またその中国 (*Majjhimadesa*) に生まれる。中国というのは、東はカジャンガラ (*Kajaṅgala*)、マハーサーラー (*Mahāsālā*) の内側、東南はサララヴァティーという川 (*Salaḷavati nāma nadi*) の内側、南はセータカンニカという町

(Setakaṇṇikan nāma nigama) の内側、西はトゥーナという婆羅門村 (Thūṇan nāma brāhmaṇagāma) の内側、北はウシーラッダジャという山 (Usiraddhajo nāma pabbata) の内側である。これが律蔵の中に説いてある国 (padesa) であって、長さは 300 由旬、幅が 250 由旬、周囲が 900 由旬である (1)。

『根本有部律破僧事』(大正 24 p.106 中)：我(菩薩)今彼の**中天竺国**に生まる。何をもつての故に。若し**辺地**に生ずれば或いは時に有情の我を誹謗するが故なり。

『出曜経』(大正 04 p.717 下)：仏の世に興出するはかならず閻浮利地にあり、**中国**に生じ**辺地**に在らず。

『方广大莊嚴経』(大正 03 p.541 下)：菩薩は**辺地**に生ぜず。**辺地**人は頑鈍にして根器あることなく、羶羊の善と不善の義を知ることができないがごとくであるからである。この故に菩薩はただ**中国**に生じる。

Lalitavistara (外蘭 p.306、訳 p.729)：菩薩は**辺境の国土** (pratyantajanapadeṣu) にして、その人民が遅鈍かつ暗愚で、羊のごとき唾の類に属し、善説と悪説の義を知ることができないようなところには生じない。菩薩は**中央の国土** (madhyameṣu janapadeṣu) 生じる。

『衆許摩訶帝経』(大正 03 p.938 中)：二に国土を観じる。その国が最上殊勝であり、上味の甘蔗、香美の稲米、肥力の大牛あって、貧乞および闘争がなければ、このような国土を名づけて**中国**となし、私はすなわち往って生まれる。どうして今却って**辺地**に生まれようか。

このようにブツダ(菩薩)は中国にしか生まれないのであるが、*Nidāna-kathā*はこのブツダの生まれる中国は「律蔵」の定義する中国と理解している。

(1) これは「律蔵」の中国・辺国の定義を踏襲したものであるが、長さや幅や周囲をいうところを見ると、ここではこれらの地点と地点を結んだ四角形(五角形?)の範囲を中国と呼び、その外側を辺国と呼ぶと解釈していたことになる。ただし長さが 300 由旬、幅が 250 由旬なら、これが正四角形であるとするとも周囲は 1,100 由旬になるがここでは 900 由旬とするから、楕円形をイメージしていると考えられる(ただし円として計算している)。

[4-2] ブツダが中国にしか生まれないということに関係するのであろうが、仏道修行に適した地域は中国とされる。これには原始仏教聖典も含まれる。

『長阿含』010「十上経」(大正 01 p.053 中)：云何が四成法なりや。謂く四輪法なり。

一は**中国**に住し、二は善友に近づき、三は自ら謹慎にして、四は善本を宿植す。

『長阿含』011「増一経」(大正 01 p.057 下)：云何が四成法なりや。一は**中国**に住し、

二は善友に近づき、三は自ら謹慎にして、四は善本を宿植す。

『仏为首迦長者説業報差別経』(大正 01 p.891 中)：あるいは業ありてよく衆生をして**辺地**の報を得せしむ。あるいは業ありてよく衆生して**中国**の報を得せしむ。……業あってよく衆生をして**辺地**の報を得せしむとは、もし業あって仏法僧において浄持戒人および大衆の所において増上心ならずして施し、この善根をもって**辺地**に生ぜんと願う。この願をもつての故に**辺地**に生じ浄不浄の報を受く。また業あって衆生をして**中国**の報を得せしむとは、もし業をなす時仏法僧において清浄にして戒をたもち、梵行人の**辺**、および大衆の所において増上心を起こし、殷重に布施す。この善根をもって決定して求めて**中国**に生まれ、還りて仏に値い、正法を聞かんと発願し、上妙清浄

の果報を受く。

『増一阿含』048-001 (大正 02 p.786 上) : 慈仁あることなく、若し衆生あって邪見を行ぜば三悪道を種え、若し人中に生ずれども**辺地**に在り、**中国**に生ぜず。

Kathāvatthu (p.099) : **辺地** (*paccantimesu janapadesu*)、夷狄中に無知中に (*milakkhesu aviññātāresu*) 梵行住なく、**中国**に (*majjhimesu janapadesu*) 梵住あり。

以上のように中国はよく仏道を行じる環境にあり**辺境**はそうではない。したがって修道の目的を成就するためには中国に生まれなければならない。

[4-3] 以上のように中国は仏道修行に適した地域であるから、中国に生まれることを願わなければならないが、この中国に生まれることは難しいとされる。これが大地の土の量に比べて爪の上の土の量が極めて少ないことに喩えられる。

SN.012-062 (vol.V p.466) : 世尊は爪の上に少しばかりの土をのせて、「比丘らよこの爪の上にのせた土と大地とはどちらが多いか」と尋ねられた。そして「このように**中国**に (*majjhimesu janapadesu*) 生まれ変わる衆生は少なく、**辺地**の (*paccantimesu janapadesu*) 無知の夷狄中に (*aviññātāresu milakkhesu*) 生まれ変わる衆生は多い」と説かれた。

『雑阿含』442 (大正 02 p.114 中) : 甲上の土のように衆生が人道にあるもまさにそのようである。大地の土のように非人にあるもまさにそのようである。甲上の土のように衆生が**中国**に生まれるのもまさにそのようである。大地の土のように**辺地**に生まれるのもまさにそのようである。

もちろんその他の表現もある。

『出曜経』(大正 04 p.725 中) : 人身は得難く仏世に遇い難し。生まれて**中国**に値うも亦た復た遭い難し。

『出曜経』(大正 04 p.751 上) : 希有なるは衆生の**中国**に生まれることである。

また仏に会って仏道修行ができない所あるいは時期として8項目、あるいは9項目 (DN. vol. III p.264) が上げられることがあり、この中に中国はそれに適したところ、**辺地**は適しないところという意味を読み取ることができる。

AN.008-029 (vol.IV p.225) : 梵行住に8の難・非時あり。8の難・非時とは、①如来が生まれても地獄に生まれる、②畜生に生まれる、③餓鬼道に生まれる、④長寿天に生まれる、⑤**辺国**の無知の夷狄中に (*paccantimesu janapadesu*) 生まれる。⑥**中国**に生まれて (*majjhimesu janapadesu*) も邪見がある、⑦**中国**に生まれても義を知ることができない、⑧如来が出現しない時に**中国**に生まれ慧がある、である。

『長阿含』010「十上経」(大正 01 p.055 下) : 八不閑ありて梵行を修するを妨ぐ。八不閑とは、①地獄中に生まれる、②畜生中に生まれる、③餓鬼中に生まれる、④長寿天中に生まれる、⑤**辺地**の無識無仏法処に生まれる、⑥**中国**に生まれても邪見あって颠倒心を抱く、⑦**中国**に生まれても聾盲瘖啞にして聞法できない、⑧**中国**に生まれても仏に値えない、である。

『中阿含』124「八難経」(大正 01 p.613 中) : 八難八非時がある。八難八非時とは、①仏が世に在る時に地獄中に生まれる、②畜生中に生まれる、③餓鬼中に生まれる、

④長寿天中に生まれる、⑤**辺国**夷狄中に生まれる、⑥**中国**に生まれても聾啞である、⑦**中国**に生まれて聾啞でなくとも邪見顛倒の見がある、⑧**仏**が不在の時に**中国**に生まれて聾啞でなく正見不顛倒の見があって自知自覚して自ら作証成就して遊ぶ、である。

『増一阿含』042-002（大正02 p.747下）：八不聞時節がある。八不聞時節とは、①**仏**が世に在る時に地獄中に生まれる、②畜生中に生まれる、③餓鬼中に生まれる、④長寿天上に生まれる、⑤**辺地**に生まれる、⑥**中国**に生まれても六情が不完具である、⑦**中国**に生まれて六情が完具していても邪見がある、⑧**仏**が世にない時に**中国**に生まれて六情が完具しており、正見がある、である。

『出曜経』（大正04 p.653上）：善心を起こすことができない八無閑として、①喪難に遭い親族が死亡する、②地獄に生まれる、③餓鬼に生まれる、④六天に生まれる、⑤**辺地**の夷狄に生まれる、⑥**中国**に生まれても手脚具わず六情が完全でない、⑦**仏**後に五無間処に生まれる、⑧**仏**が出ても邪見を起こし三宝を信じない。

なお以下にも「八難の処」などのような語句が用いられている。それが細説されていないので、同じ内容をいうのかどうか不明であるが、中国と辺地が対称的に使われており、その使い方は先に紹介したものと趣を一にするので紹介しておく。

『増一阿含』043-002（大正02 p.757上）：どのように発願すべきでしょうか。世尊は説かれた。発願の時に我は今此八閑齋法をもって、地獄・餓鬼・畜生に墮す莫れ、また八難之処に墮す莫れ、**辺境**に処す莫れ。……**中国**中に生じて善法を聞き、分別思惟して法法成就し……。

『出曜経』（大正04 p.764上）：邪見を習わざる者は天上に生まれ、人中に処しては**中国**に在り、**辺地**八不閑処に在らず。

[4-4] 文化・経済の中心地を中国とする用例も存する。この場合は必ずしも辺国と対称的に用いられているわけではないが、中心から離れた地域を辺国とする認識があったと考えてよいであろう。

『根本有部律』（大正23 p.631下）：商主に子が産まれた。父が児の親族に言った。「此の児にどのような名をつけようか。**中国**の法にしたがえば、生まれた子の儀容が端で人が観て楽しまされるような者には孫陀羅難陀と名づける」と。そこで親族たちは相談して、この商主難陀の子に孫陀羅難陀という名をつけた。

『根本有部律』（大正23 p.671上）：東西南北からやってきた童子らが「智慧は東方に出、両舌は西国に在り、敬順は南国に生じ、悪口は北方に居す」などと話し合っていた。そして中国はどうかと中国からやってきた童子に聞いた。童子は「我が**中国**は特に諸方に勝れ、甘蔗・香稻・果実充足し、畜産豊饒、快樂安穩にして人物繁多にしてみな慈濟を重んじ、聰明福德にして技芸は人に過ぎ、殞伽河の有りて吉祥清潔にして、河の兩岸において水は平流し、十八処あって仙人住止し、各々大精苦して現に昇天を得る」と答えた。

『出曜経』（大正04 p.658上）：旃檀・木櫛は**中国**に貴ばれ、**辺土**には無し。

『出曜経』（大正04 p.658上）：当に大報を獲べきこと種えて実を獲るがごとし」とは、後に天人自然の福を受け、顔色従容として、恒に**中国**に処し**辺境**に在らず。……

『出曜経』(大正04 p.756下)：眷族は成就し、**中国**に処在して邪僻に在らず。この故に説いて、「設し当に生を託すべきの処は彼の家必ず慶を蒙るなり」という。

『仏本行集経』(大正03 p.678下)：此等は並びにこれ**中国**の王なり。またさらに別に**辺地**の国に邪見の諸王あり。

[4-5] もちろん上記のような価値判断を伴わず、単に地理的にみて中国と辺国をいう場合もある。

サンガにおいて受具足戒を請うたり、あるいは捨戒を請うたりする時には、自分の意思を身体あるいは言葉によって表明して、これがきちんと受け取られなければならない。例えば捨戒したい時には、中国語を話す人が辺地語を話す人の前で、あるいは辺地語を話す人が中国語を話す人の前で「捨戒したい」と言っても、それが了解されなければ捨戒したことにならないとされている。もっとも中国語を話す人が中国語を話す人の前で、あるいは辺地語を話す人が辺地語を話す人の前で、「捨戒したい」と言っても了解されなければ捨戒したことにはならないとされているから、意思の疎通ができないことはいつでも起こりうることであるが、中国語を話す人が辺地語を話す人の前で表明したり、辺地語を話す人が中国語を話す人の前で表明したりする場合は、了解されない割合が格段に高いであろう。

このことは、『パーリ律』「波羅夷001」⁽¹⁾、『十誦律』「波羅夷001」⁽²⁾、『十誦律』「比丘誦」⁽³⁾、『五分律』「波羅夷001」⁽⁴⁾、『四分律』「波羅夷001」⁽⁵⁾に説かれている。

また波羅夷罪の第4条「大妄語戒」や『パーリ律』でいえば波逸提第7条の「未受具足戒者に上人法があると説く罪」などでは、中国語を話す人が辺地語を話す人に説き、辺地語を話す人が中国語を話す人に説いて、相手に理解されない場合は罪一等が減じられるとされている。この反対に人を侮辱する場合も同じである。このようなことは、『僧祇律』「波羅夷004」⁽⁶⁾、『僧祇律』「単提092」⁽⁷⁾、『十誦律』「問波夜提事之一」⁽⁸⁾、『薩婆多部毘尼摩得勒迦』⁽⁹⁾などに説かれている。

なお『清浄道論』⁽¹⁰⁾には「四無礙解(義無礙解、法……、詞……、弁……)」の解説のなかで、「一切有情の根本語なるマガダ語を自性語となす」とし、地方語を獲ることは無礙解の縁であるとして、「地方語(*desa-bhāsā*)とは101の言語に精通するなり。特にマガダ語に巧みなることなり」と解説している。マガダ語も地方語には違いないのであるが、特にマガダ語が尊ばれていたことがわかる。

ただし「比丘らよ、仏語を雅語に転ずべからず。転じるものは悪作に出す。比丘らよ、各自の言辞をもって仏語を学ぶことを許す(*na buddhavacanaṃ chandaso āropetabbaṃ. yo āropeyya, āpatti dukkaṭṭssa. anujānāmi sakāya niruttiyā buddhavacanaṃ pariyāpuṇitum*)」

⁽¹¹⁾とされていることも承知しておかなければならないであろう。

(1) vol.Ⅲ p.027

(2) 大正23 p.002中

(3) 大正23 p.410上

(4) 大正22 p.004中

(5) 大正22 p.571中

(6) 大正22 p.261下

(7) 大正22 p.337中

- (8) 大正 23 p.392 上
- (9) 大正 23 p.620 中
- (10) pp.441~2
- (11) 『パーリ律』 「小事毘度」 vol. II p.139

[4-6] 具体的な国名・地名が中国と表現されることがある。引用した文章の最後に中国とされる具体的な名を記しておいた。

『薩婆多毘尼毘婆沙』 (大正 23 p.538 上) : (阿蘭若処を解説する中で) 四百弓は摩竭国は一拘屡舎にして北方においては半拘屡舎なり。中国は地平らなるがゆえに近きなり。北方は山陵高下するがゆえに遠きのみ。また云う。中国多風にして遠くば則ち鼓声を聞かず。近ければ則ち之を聞く。是の故に近きのみ。北方は風少なく、遠くに鼓声を聞く。この故に遠き也。南北に遠近ある所以は鼓声を聞くに遠近有るをもつての故なり。=マガダ

『根本有部律』 (大正 23 p.864 上) : そのとき一壮士が南方から**中国**に人の拵力(相撲のこと)するを求めてやってきて室羅伐城に至った。=Sāvattī

『賢愚経』 (大正 04 p.398 上) : その時南方に国があつて金地といった。王が崩じて太子が国を継ぐと国が大いに栄えた。しかし中国とは交通がなく、たまたま商人がやってきて四端細氈を王に献上した。それが甚だしく好いので王はこれはどこに産するかと尋ねた。商人は中国ですと答えた。王はその**中国**というのどこかと尋ねた。羅悦祇といい、また舍衛といいますが、其数は衆多で具には説くことができません、と答えた。=Rājagaha、Sāvattī その他

『根本有部律雜事』 (大正 24 p.353 上) : ある商主が多くの賄貨をもつ五百人の商人を将いて、南して中国に往こうとする時、毎に諸人に対して女色を厭えと説いた。そうして漸次に遊行して婆羅痾斯に至った。=Bārāṇasī

『僧祇律』 (大正 22 p.493 中) : 爾の時中国に都て七百の僧が有つて集まり、……七百の僧が毘舍離の沙堆僧伽藍に集まった。=Vesālī

以上からすると、マガダ国 (Rājagaha)、コーサラ国 (Sāvattī)、カーシ国 (Bārāṇasī)、ヴァジジ国 (Vesālī) などは「中国」として認識されていた。なお菩薩は国土を觀察して、中国に生まれるとして Kapilavatthu に生まれたのであるから、釈迦国も中国ということになる。

[4-7] ただし「中国」という語感と「大国」という語感は重なるものではない。例えば【論文 19】「コーサンビーの仏教」⁽¹⁾において調査したように「四大国」の中には辺国に配属されるアヴァンテイ国 (Ujjeni) が含まれ、また【資料集 2-4】「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧—その他国篇」の [付 1] に示したように、「十六大国」の中にはアヴァンテイ国 (Ujjeni) やガンダーラ国などが含まれている。

(1) 『モノグラフ』第 14 号に掲載

[4-8] 以上、本縁部の経典も含めながら、原始仏教聖典のなかでの中国と辺国という言葉の使用例を調べてきた。網羅的に調査したものではないので、たくさんの漏れはあるであろうが、しかしこれによって大体の傾向を探ることは許されるであろう。

そもそも「中 (majjhima)」は「真ん中」、「辺 (paccantima)」は「はしっこ」という

意味であるから、「中」は単に地理的な中央を意味し、「辺」は地理的な周辺を意味するのみでなく、中国人の中華意識に似て、「中」には勝れている、「辺」には劣るという価値判断的な感覚が含まれているといえるであろう。現代の日本語では「中央」に対する「地方」という言葉が一種の差別語として理解されているのと同様である。

しかしながら文化的・経済的な要素も含めて客観的にインド亜大陸全体を眺めたときには、必ずしもそれは正しくないことがわかる。たとえば先の辺国に含まれるガンダーラ地方にあった *Takkasilā* は医師ジーヴァカがそこに留学したように非常に進んだ文化を有していたし、これまた辺国に位置づけられるアヴァンティ国の *Ujjeni* は四大国に数えられるように睥睨すべからざる力を有していた。またその西のアラビヤ海に面する港町は西洋に門戸を開くとともに、豊富な海産物によってこれまた先進的な地域であったと考えられる。すなわち原始仏教時代にも、Ganga 河流域地方は先進的かつ文化的・経済的に繁栄していて、辺国とよばれるその周辺地方は未開で文化果つるところであった、というわけではなかったということである。

それにもかかわらず原始仏教聖典においてはヒンドゥスタン平原の Ganga 河流域が「中国」として尊ばれ、それ以外は「辺国」として蔑視されるという傾向が生じたのは、一にたまたま釈尊が中国に誕生し、活動して仏教が盛んとなったという点にあったといえるであろう。だから中国に住む住民は文化的で幸せな生活を享受し、辺国に住む住民は非文化的で不幸せな生活を余儀なくされているという偏見も生んだのである。

しかしながら原始仏教時代をすぎてマガダに強大なマウリヤ帝国が生まれてからは、文化的にも経済的にも、そしてもちろん政治的にも Ganga 河流域地方がインド亜大陸の中心となった。『インド誌』も『実利論』もそれを反映しているのである。